

## 第1回 仙南地域広域行政事務組合施設基本計画検討委員会

日 時：平成23年9月26日（月）午前9時00分～  
会 場：仙南地域広域行政事務組合総合庁舎3階講堂

参加委員：全国都市清掃会議	荒井喜久雄	（識見を有する者）
国際環境研究協会	安田 憲二	（識見を有する者）
角田市副市長	小野 隆男	
蔵王町副町長	小熊 久男	
七ヶ宿町総務課長	神尾 重行	
大河原町副町長	目黒 敏明	
村田町副町長	柴田 隼人	
柴田町副町長	平間 春雄	
川崎町総務課長	大宮 和則	
丸森町副町長	佐藤仁一郎	

オブザーバー：白石市民生部長 遠藤 篤志（白石市副市長 太齋委員欠席のため代理）

事務局：岩間、加藤、阿部、加納、佐藤、加藤（司会進行役）

コンサル：館田、山川、山崎

### 【議事次第】

1. 委嘱状の交付
2. 開 会
3. あいさつ
4. 仙南地域広域行政事務組合施設基本計画検討委員会設置要綱の説明
5. 委員の紹介
6. 委員長、副委員長の選任
7. 議 事
  - 1) 事業概要と事業スケジュールについて 資料1
  - 2) 「仙南地域広域行政事務組合施設基本計画検討委員会」の開催スケジュール 資料2
  - 3) 新施設整備基本方針 資料3
  - 4) 最終処分場の延命化について 資料4
  - 5) 可燃ごみ処理方式の概要 資料5
  - 6) 公害防止条件の検討 資料6
  - 7) 事業方式の抽出 資料7
  - 8) その他
8. 閉 会

## 【議事録】

### 1. 委嘱状の交付

事務局：会議に先立ちまして、委員の方に委嘱状をお渡しします。

—————各位へ委嘱状交付—————

### 2. 開会

事務局：ただ今より第1回 仙南地域広域行政事務組合施設基本計画検討委員会を開催します。

### 3. あいさつ

事務局：続きまして、当組合理事長であります風間白石市長より挨拶を申し上げます。

理事長：（仮称）仙南クリーンセンターの整備については、仙南広域の長年の問題でありましたが、検討がここまできたことに進歩を感じております。仙南地域のごみ問題を考えながら盛り沢山な部分があるかと思いますが、これは仙南広域 2 市 7 町として大きな問題であることから、ご意見を頂戴しながら、一歩でも進めていければと思います。ごみをとりまく状況はどこも厳しいものではあります。その中で仙南広域というひとつの取り決めの中で、ここまで来たということから、結果は理事会においても検討し進めてまいりたいと思います。ごみは無くなれば良いものですが、これだけは、今後も続く問題ですので、最終処分場の問題を含めてしっかりとご議論いただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

—————理事長退席—————

### 4. 仙南地域広域行政事務組合施設基本計画検討委員会設置要綱の説明

事務局：続きまして、本委員会の設置要綱について説明いたします。

—————事務局より設置要綱の説明—————

—————事務局より傍聴規程の説明—————

事務局：委員会の経過は組合ホームページ等で公表することとしており、議事録を作成する都合から録音・撮影しているのでご了承下さい。  
続きまして、各委員のご紹介に参りたいと思います。

## 5. 委員の紹介

事務局：それではお手元の名簿にございますが、本日お集まりいただきました委員の紹介に移りたく思います。

### —————各委員の紹介—————

事務局：また、この場をお借りしまして事務局の紹介をさせていただきたく思います。

### —————事務局の紹介—————

## 6. 委員長、副委員長の選任

事務局：それでは、委員長の選出に入りたく思います。委員長の選任は、委員会設置要綱第3条第2項の規定に基づき、委員の互選によるものとなっております。どのような方法で選出したらよろしいでしょうか？

委員：推薦ではどうか。

事務局：ただいま、推薦の方法により選出したらよろしいのではないかと御提案がありました。いかがでしょうか？

全委員：異議なし。

事務局：ご異議がないようでございますので、推薦の方法により選出することとさせていただきます。それでは、推薦したい委員の方がいらっしゃる方は、どうぞ、ご発言をお願い致します。

委員：荒井先生にお願いしたく思います。いかがでしょうか？

事務局：ただいま、委員長に荒井委員の推薦がございました。いかがでしょうか？

全委員：異議なし。

事務局：ご異議がないようでございますので、委員長には荒井委員と決定致します。それでは、荒井委員長、委員長席の方へお移り頂き、ご挨拶をお願い致します。

委員長：ごみ処理というのは難しい点を抱えていますが、毎日の暮らしのなかで出てくるごみをどう処理するのかということは行政としては避けて通れないところであります。この委員会で充実した議論を進めより良い施設整備を進めていければと思

います。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局：以後の進行につきましては、委員会設置要綱第3条第3項の規定に基づき、会議の議長は委員長に務めて頂くこととなっておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長：副委員長の指名ですが、要綱により委員長が指名するとあります。本施設は角田市に設置すると伺っておりますので、角田市の副市長に副委員長をお願いしたいと考えています。いかがでしょうか？

全委員：異議なし。

委員長：それでは、小野委員、副委員長席の方へお移り頂き、ご挨拶をお願い致します。

副委員長：荒井委員長を補佐いたしまして、施設基本計画づくりに努めて参りたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

## 7. 議 事

### 1) 事業概要と事業スケジュールについて

委員長：それでは、議題に入って行きたいと思います。事務局より、事業概要と事業スケジュールの説明をお願いします。

————事務局より資料1について説明————

委員長：事務局より資料1について説明がありましたが、何か質問ありますでしょうか？  
なお、質問する場合は挙手してをお願いします。

委員長：この施設基本計画の策定はいつ頃までに終われば良いのでしょうか？

事務局：今年度中の5回で終わればと思います。

委員：従来方式で仮契約がないが、他と一緒にではないのですか？

事務局：そのとおりでございます。資料では、間を省略して記載しております。

委員長：議会承認が必要であるというところから、仮契約が終わってから本契約が必要となります。よろしいでしょうか？

全委員：はい。

### 2) 「仙南地域広域行政事務組合施設基本計画検討委員会」の開催スケジュール

委員長：それでは、次の委員会開催スケジュールについて説明をお願いします。

————事務局より資料2について説明————

委員長：質問はありませんでしょうか？質問が無いようですので、本スケジュールで了承することとします。

### 3) 新施設整備基本方針

委員長：次に新施設整備方針について説明をお願いします。

---

事務局より資料3について説明

委員長：それでは、質問があればお願いします。

委員：災害時に増加する一般廃棄物の処理が行える施設とするとあるが、通常のごみ処理施設に対してどの程度か考えがあれば教えて欲しいと考えます。

事務局：実際津波による被害は無かったが、家屋の倒壊があり、処理能力を見込んでいきたいと考えており、長期に処理できればと考えています。

委員長：よろしいでしょうか？それでは、この内容を基本方針としていきたいと考えます。ここで休憩を入れたいと思います。

---

休憩

### 4) 最終処分場の延命化について

委員長：それでは再開します。では、事務局より、最終処分場の延命化について説明をお願いします。

---

事務局より資料4について説明

委員長：この件につきまして、ご質問がありましたらお願いします。

委員：掘り起こしが優位であるという結論があるとなっていますが、最終処分場に処理対象のものと理解して良いですか？

事務局：主に焼却灰、当初リサイクルセンターからのビンやペットボトルが埋められており、現在は選別後の残渣として1か月にトラック2台程度埋められています。それ以外は覆土材となります。

委員：焼却灰は新施設で処理できるのでしょうか？

事務局：溶融との考えがあるので、処理は可能と考えています。

委員長：図1にあるとおり、溶融が主となると考えてよろしいですか？

事務局：はい。

委員：掘り起こしを規制している自治体があると聞いたのですが、その辺はどのようになっているのでしょうか？

事務局：今回、お示した事例の中ではありません。今回、環境省の内示のある自治体を中心に確認します。

委員：表3に掲げる自治体で、安全に処理できると考えてよろしいのでしょうか？屋根だけでなく、臭気もあるので、周囲を覆う等の安全対策をするのでしょうか？

事務局：仮設テントをはじめとする必要な設備の整備を行います。

委員：掘り起こしを行う最大のリスクは何ですか？

事務局：最終処分場については浸出水の処理があるので、リスクが高いのではと考えます。この問題については屋根をつけることで対応出来ると考えております。その他、掘り起こしを実施する場合は、灰分の多いごみが入ることになり、燃焼条件は確実に悪化することから、焼却施設にとって多少リスクにつながるものと考えられます。

委員：スラグを全量有効利用すると、最終処分場に余裕が出てくるという結果であるが、スラグ全量有効利用は可能でしょうか？

事務局：事業方式にもよるが全量処理を規定している場合もあります。自治体により異なるが、スラグの有効利用推進を自治体が積極的な時は一定程度はけていますが、全ての自治体においてスラグがはけているわけではないので、自治体によりまちまちであります。

委員：スラグはどうしても再利用できない場合は、全て最終処分場に行くのですか。

事務局：そのようになります。先ほど説明がありましたが、自治体において利用を図る場合には、皆様2市7町の土木関係の現場で使っていただくようなシステム作りが第1点だと思います。指針をつくるなどして、使っていただくようにすることなどが考えられますが、それでも利用できない場合は、最終処分場に仮置きをしておくのもひとつの考えだと思います。使用量が少なければ、埋立量が多くなることとなりますが、出来る限り使っていただける手を考えていきたいと思っております。

委員長：エコスラグセンターという経済産業省の外郭団体の調べでは、全国的に60%程度の利用は図れている。市町村において利用する場合に課題となることは、公共事業の実施時期が一時期に集中することにある。スラグは定常的に発生するので、必要な時期がかみ合わないことが問題となります。その意味で事務局がおっしゃった、最終処分場にて仮置きしておくのはひとつの解決策ではないかと思えます。

委員：2市7町で当然考えていけないといけないと思うが、いずれにせよその取り組み方法について示していただけるとありがたいです。

委員：掘り起こし量を、最終処分場の埋め立て容量の4分の1としているがこれに根拠はあるのでしょうか？

事務局：最終処分場の下端にある遮水シートを痛めない深さまで埋立物を掘り起こす場合

に発生する掘り起こしごみ量を計算しこの量を決めております。

委員長：今の説明はシートの安全は考えているということですね。遮水シートというのは最終処分場にとって生命線のようなものです。

委員：掘り起こしが終わったら新施設はどうするのでしょうか？

施設は使わなくなるのでしょうか？

事務局：掘り起こしごみを処理しなくても、通常の可燃ごみの処理を行う必要はあるので施設を使わなくなることはありません。

委員長：一般的な2炉構成のような施設では、ごみ処理量が減ったら1炉運転の期間を設けて調整する、100km/hの速さで走る車を85km/hで走らせるようなイメージとなります。

事務局：いまのご質問は、掘り起こしごみ処理専用の熔融炉を造るのかというのか、ということも含まれていると思います。これについては、専用の熔融炉を造るのではなく通常の可燃ごみ処理も行います。

委員：質問が3点あります。1点目は、熔融炉を導入した場合、今まで最終処分場に直接入っていたものは全て入らないのですか？2点目は、熔融炉に含まれる処理費用はこの資料のどこに入っているのでしょうか？3点目は、スラグの再利用は大きな課題を背負うこととなるので、発生した分を最終処分場に持って行かず、施設内にストックできるヤードを設けることもあるのではないのでしょうか？

事務局：1点目について、これまで入っていたものは熔融処理を受けて最終処分場に入ることとなります。2点目について、表2の①掘り起こし費用に含まれております。本費用は、重機での掘り起こしから選別処理、運搬、そして焼却・熔融処理までに係る費用を含みます。3点目について、流通できる分を含めて今後検討していきます。また、ストックヤードの設置についても仕様書の検討時に反映させていきたいと思っております。現状では一般的に1ヶ月貯めて、1ヶ月分析して出荷になりますので3ヶ月分のストックヤードを確保しているのが一般的です。いずれにせよこちらは、今後の検討となります。

委員長：そのほかに質問はありませんでしょうか？それでは、議論を踏まえて掘り起こしの検討を進める方向でよろしいでしょうか？

事務局：理事長が冒頭で申し上げましたとおり、最終処分場の延命化及び浸出水の問題は理事会としても重要な問題と捉えておりますので、この委員会の結果を踏まえ、理事会に諮りましてきちんと判断していきたいと考えております。

## 5) 可燃ごみ処理方式の概要

委員長：可燃ごみの処理方式について説明がありましたが、質問がありますでしょうか？  
私のほうから本委員会でこの中から検討して選定していくとして良いでしょうか？

事務局：本検討委員会では、どのような処理方式を整理し、掘り起こしを含めてどのような選択肢があるのかを整理いただければと思います。

#### 6) 公害防止条件の検討

委員長：それでは公害防止条件について説明をお願いします。

—————事務局より資料6について説明—————

委員長：公害防止条件について説明がありましたが、質問がありますでしょうか？

委員：公害防止条件の検討は今回だけとなるのでしょうか？

事務局：施設の仕様にかかる事項ですので、次回以降も検討することは可能です。

委員長：法令、他事例を踏まえ設定していますが、現段階は仮の提示をしたということで良いですね。

事務局：はい。次回以降、ごみ質等の設定もありそれも踏まえ検討を進める予定です。

#### 7) 事業方式の抽出

委員長：それでは、次の事業方式の抽出について説明をお願いします。

—————事務局より資料7について説明—————

委員長：廃棄物処理事業に関する事業方式について4つ説明がありましたが、質問がありますでしょうか？

委員：主な方式の事業の建設、実施年度について教えてください。

事務局：追記して後日お示しするようにいたします。

#### 8) その他

委員長：それでは他に良いですか。それでは、事業方式に関わらず全体を通して何かあればお知らせください。

委員：仕様書を作成するうえでどんな事業方式が相応しいかを検討する訳ですが、それとは別に、施設整備を行う角田市におけるエネルギーの利用計画との関係はどうか？

事務局：角田市において検討中とのことで、まだ要望がでていないので今後の調整となります。また、エネルギーを再利用するというのが環境省の条件になっています。よって、電気を起こす、温水器にてお湯をおこす等、コンサルとも協議を進め、地元の意向も踏まえて決定していきます。

委員長：それでは、エネルギー回収については地元の意向も踏まえて検討していくということによろしいでしょうか？他に何かありますか？ないようですので、その他事務局よりお願いします。

事務局：それでは、次回の日程について事務局より事前に確認させていただきましたが、11月4日頃がよろしいようなのですがいかがでしょうか？皆様の都合を考えると、午前の方が良さそうなのですが、いかがでしょうか？良ければ9時30より開始としたいと思いますかよろしいでしょうか？

委員長：それでは、次回は11月4日（金）9時30分より開始したいと思います。それでは、以上をもちまして議事を終了いたします。以後、事務局よりお願いいたします。

事務局：荒井委員長、長時間にわたりありがとうございました。以上をもちまして「第1回仙南地域広域行政事務組合施設基本計画検討委員会」を閉会致します。委員の皆様、長時間の会議大変お疲れ様でした。

## 8. 閉会